

匿名加工情報及び個人情報における容易照合性概念の 整合性に関する考察

藤村 明子^{†1} 間形 文彦^{†1} 亀石 久美子^{†1} 板倉 陽一郎^{†2}

概要：個人情報保護法改正により、新たに匿名加工情報という枠組みが設けられる。本稿では、容易照合性に関する条文を分析した上で、容易照合性に関連する学説や政府見解などについて考察する。

キーワード：個人情報保護法、容易照合性、匿名加工情報

A study of integrity in the conception of "identifiability of the specific individual by referring to other information" in personal information and newly-defined anonymized personal information

AKIKO FUJIMURA^{†1} FUMIHIKO MAGATA^{†1}
KUMIKO KAMEISHI^{†1} YOICHIRO ITAKURA^{†2}

Abstract:

With the amendment of the Act on the Protection of Personal Information, a new framework named anonymized information has been established. This paper analyses the articles concerning "identifiability of the specific individual by referring to other information" and discusses the preceding studies about the issue.

Keywords: Act on the Protection of Personal Information, identifiability of the specific individual by referring to other information, anonymized personal information

1. はじめに

1.1 背景

2015年9月、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号、以下、同法第2条による改正後の個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号、以下「個人情報保護法」又は「現行法」という。）を「平成27年改正個人情報保護法」、「改正法」又は単に「法」という。）が成立した[1]。改正法においては、個人の権利利益侵害に配慮しつつデータの利活用を促進すべく、非個人情報（特定の個人を識別することができない情報）の中に「匿名加工情報」という類型が新たに設けられた。個人情報取扱事業者は、匿名加工情報のスキームを利用することにより、個人データの本人の同意を得ずとも、一定の条件を満たすことで、当該情報の自由な利活用が可能となる。そのため、改正法には匿名加工情報を作成する際に求められる基準及び、その際に必要な措置並びに、個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者（以下、あわせて単に「事業者」と呼ぶことがある。）における匿名加工情報の取扱いに関する義務が定められている。匿名加工情報の作成にあたり従わなければならない

基準は個人情報保護委員会規則で定められることになっているが、2016年2月現在未策定である。更に、匿名加工情報の作成についての詳細が定められることが想定されるガイドラインや、認定個人情報保護団体の個人情報保護指針についても、個人情報保護委員会規則が前提となるため未策定であるが、一部については改正法の施行前から検討中である。

1.2 本稿の狙い

本稿では、平成27年改正個人情報保護法中の「個人情報」の定義における容易照合性要件（「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの」改正法2条1項1号括弧書きに着目する。

上記では改正法での定義規定を引いたが、容易照合性要件は今回の改正前後で変更はなく、したがって、現行法下における容易照合性の解釈論は改正法においてもそのまま妥当する。容易照合性の解釈については、抽象的に曖昧であるとの批判がなされ、また、事業者における運用上の困難を産んできたが、現行法下の学説等の各見解についてすら、十分な整理や分析がなされてきたとは言い難い。

また、匿名加工情報は、「個人情報を加工して得られる個

^{†1} NTTセキュアプラットフォーム研究所 NTT Secure Platform Laboratories
^{†2} 弁護士・ひかり総合法律事務所 HIKARI SOGOH LAW OFFICES

人に関する情報」(法2条9項柱書)であり、通常、匿名加工情報を作成する個人情報取扱事業者の中では、匿名加工情報と、その加工元となった個人情報が同居することになり、これらの匿名加工情報と個人情報の間に容易照合性が認められるとすれば、そもそも当該匿名加工情報はなお個人情報に該当すると考えられることから、匿名加工情報の作成の場面で容易照合性の概念との関係をどのようにとらえるかの検討が不可欠であるが、容易照合性の解釈についての整理もなされていない以上、匿名加工情報の作成と容易照合性の関係について、どのような解釈であれば実務での運用に耐えうるかという考察にも、進めていない。

そこで、本稿では、容易照合性の解釈に関し①現行法の解釈に関する資料等、②改正法の立案過程で行われた政府内議論等関係の資料等、③改正法における匿名加工情報と容易照合性の関係について言及している資料等における各説の主張の整理を通して、匿名加工情報及び個人情報の容易照合性の概念について分析をする。

2. 匿名加工情報について

2.1 要件と措置

(1) 要件

「匿名加工情報」とは「特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報(①)であって「当該個人情報を復元することができないようにしたもの(②)」をいう(法2条9項柱書)。①及び②を満たすことが、匿名加工情報となる要件である。

(2) 措置

匿名加工情報の要件を満たす措置は、改正法2条1項1号と、同2号が定める個人情報の区分ごとに異なっているが操作としては「削除すること」と「置き換えること」しか想定されていない。

前者は対象を完全に消去することで実現し後者は新たに別の記述に置き換えること及び既存の記述同士を置き換えることの双方を含んでいると考えられる。下記の表で匿名加工情報が満たすべき要件と措置を整理した。

区分	2条1項1号	同2条1項2号
整理	①含まれる情報だけで特定の個人が識別できるもの	②他の情報と容易に照合することにより特定の個人が識別できるもの
要件	③個人識別符号が含まれるもの	
要件	特定の個人を識別できない(特定個人の識別性の排除) 当該個人情報を復元することができない(当該個人の復元性の排除)	
措置	当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)	当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

表1 個人情報の区分ごとに整理した匿名加工情報の要件と措置

2.2 各事業者の義務

匿名加工情報の制度設計のうち、各事業者の取扱いに関する義務について概説する。

(1) 個人情報取扱事業者

個人情報取扱事業者(法2条5項)には、個人情報保護委員会規則に従った匿名加工情報の作成、加工方法の漏えい防止措置と安全管理措置、作成した匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目の公表、第三者への提供に係る公表と明示、自ら作成し取り扱う匿名加工情報の再識別化のために他の情報と照合する行為の禁止といった義務や、安全管理措置や苦情処理等の適正取扱措置とその内容の公表の努力義務が課せられる(法36条各項)。

(2) 匿名加工情報取扱事業者

匿名加工情報取扱事業者(法2条10項)には、匿名加工情報を第三者に提供する際に含まれる個人に関する情報の項目及び提供方法の公表と匿名加工情報であることの明示(法37条)、取り扱っている匿名加工情報の再識別化を目的とした削除情報や加工方法の入手や他の情報と照合する行為の禁止(法38条)といった義務、安全管理措置や苦情処理等の適正取扱措置とその内容の公表の努力義務が課せられる(法39条)。

2.3 匿名加工情報と容易照合性の関係

先の2.1(1)で述べた要件の1つである「特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報」として個人情報を加工する場合、容易照合性との関係で二つの見解があり得る。

一つは、改正法2条1項1号の括弧書きは個人情報の定義に含まれていることを前提に、改正法2条9項柱書の文言中に改正法2条1項1号の括弧書きに相当する記述がないのは単に文言が省略されているに過ぎず、改正法2条9項1号の匿名加工情報が「特定の個人を識別することができない」かどうかを判断する場合においても当然に容易照合性を考慮に入れることが相当であるという見解である。

もう一つは、改正法2条9項柱書の文言中に改正法2条1項1号の括弧書きに相当する記述がないことに着眼して、改正法2条9項1号の匿名加工情報が「特定の個人を識別することができない」かどうかを判断する場合に容易照合性を考慮に入れることは相当ではないとする見解である。

本稿では前者を容易照合性包含説、後者を容易照合性非勘案説と呼称し、以下の章で整理する。

3. 容易照合性包含説

3.1 容易照合性包含説とは

前出の通り、容易照合性包含説とは、改正法2条1項1号の括弧書きは個人情報の定義に含まれていることを前提

に、改正法2条9項柱書の文言中に改正法2条1項1号の括弧書きに相当する記述がないのは単に文言が省略されているに過ぎず、改正法2条9項1号の匿名加工情報が「特定の個人を識別することができない」かどうかを判断する場合においても当然に容易照合性を考慮に入れることが相当であるという見解である。

容易照合性の解釈に関する①現行法の解釈に関する資料等、②改正法の立案過程で行われた政府内議論等関係の資料等、③改正法における匿名加工情報と容易照合性の関係について言及している資料等は、容易照合性包含説に依拠している。

その上で、改正法2条1項1号の括弧書きの個人情報の容易照合性概念と改正法2条9項柱書に省略されている匿名加工情報の容易照合性概念との間に相違点は存在せず、個人情報の定義としての容易照合性概念は、当然に改正法2条1項1号の匿名加工情報にも引き継がれるという立場をとっている。

なお改正法2条1項2号が定める個人識別符号については、同号に容易照合性に関する記述がないことと、改正法2条2項各号の文言からは、個人識別符号が単体で個人情報となることが想定されていると考えられ、それをうけた改正法2条9項2号の匿名加工情報も容易照合性の問題は生じないことが前提となっていると考えられそうであるから、容易照合性包含説が対象とするのは改正法2条1項1号の個人情報であるといえる。

3.2 各説の整理方法

本章では各説を以下の整理方法により分類した。

(1) 政府説

政府説と名づけたものは、引用資料の執筆者や発言者が改正法と関連する政府機関の所属であることを根拠としており、執筆・発言時期も考慮に入れつつ内容の変遷や主張の相違を踏まえた上で政府説1と、政府説2に分けた。

(2) 旧経済産業省説

旧経済産業省説とは、改正法の解釈に影響を及ぼしているような現行法の解釈のひとつとして同省が過去に発していた資料を示したものである。

次節以降では上記の3つの政府系の説を軸とし、引用により説の内容を紹介する。続いて各説に対する分析として、学者や実務家等の有識者らによる批判の紹介及び本稿の著者らによる見解を示すこととする。

3.3 政府説1（法的禁止説）

(1) 説の紹介

「ここで「容易照合性がある」とは、事業者において通常の業務における一般的な方法で、個人を識別する他の情

報との照合が可能な状態にあることをいう（中略）匿名加工情報は、特定の個人を識別することができず、作成に用いた個人情報を復元することができないように加工したものである。「復元することができないようにする」とは、情報を削除・置換することを含み、照合することが難しくなっている。さらに、匿名加工情報の作成者たる個人情報取扱事業者には、加工方法についての安全管理措置義務、識別行為禁止義務が課せられている（中略）。このような法的義務を踏まえると、作成の元となった個人情報と、作成された匿名加工情報とは、通常の業務における一般的な方法で照合することができる状態にあるとはいえず、匿名加工情報の作成者たる個人情報取扱事業者においても、匿名加工情報は、容易照合性の問題が生じるということにはならない。」[2]

「匿名加工情報は（中略）特定の個人を識別することができず、復元することができないように加工する。一方、さらに、当該事業者も含めて、他の情報と照合して再特定化することを禁止しているというところでございます。したがって、匿名加工情報は、そもそも、作成に用いた個人情報と照合することが禁止されておりますので、容易照合性は認められないと私どもは解釈しております。したがって、この匿名加工情報におきましては、容易照合性の問題は生じず、個人情報には当たらないというふうに考えてございます。」[3]

(2) 分析

いずれの見解も、個人情報取扱事業者の安全管理措置義務（法36条2項）と識別行為禁止義務（法36条5項）という法的義務規定が法文上存在していることをもって照合することができないと結論付け、容易照合性の問題は生じないという趣旨の主張をしているようである。

しかし識別行為の禁止義務の存在をもって容易照合性の問題が生じなくなるという結論には疑問がある。後者の国会の発言に対し当初から批判もあった[4]。

たとえば2つのデータベースがあった場合にデータ相互の突合が可能な状態にある場合はどうか。この問題を社会に広く示したのは2013年に発生した事案である。事案の概要は、以下のとおりである。

いわく、ある鉄道会社が交通系 IC カード経由で取得した情報から、氏名等を除外して ID を不可逆な識別番号に置き換えたデータベースを作成し、利用者の同意なくして他社経由で販売しようとした。しかし、利用者ごとに一意に付与された ID と数十日分の乗降駅名と利用日時の集合は唯一無二のデータとなることから、元のデータベースと販売しようとしたデータベースの間で一意での突合ができることになり、結局特定個人の識別が可能となり得るとして問題となった。

こうした問題は、対象となるデータの状態が問題となっ

ているのであって、行為自体が禁止されていても、対象となるデータ同士が依然として突合できる状態にあることに変化はない。

仮に、政府説 1 に沿って容易照合性を解するとすると、禁止義務が法文上存在さえしていれば容易照合性の問題が生じず、特定個人の識別性も排除できることになる。そうするとデータに何らの加工を施す必要がなくなるから匿名加工情報の作成に関する条文すら不要となってしまう、匿名加工情報の措置（法 2 条 9 項 1 号）や加工基準（法 36 条 1 項）といった規定が存在していることと相反する。

また、突合の問題に配慮されていない状態の匿名加工情報の流通を許せば、禁止義務の存在を知らずながら識別行為を試みる不正も起こり得るとい実務的な懸念もある。

ゆえに、容易照合性を論じるにあたっては、法的義務が存在していることと、対象となるデータが性質上突合できる状態にあること、という両者はそれぞれ分けて検討すべきであろう[5]。

政府説 1 に関する記述については、引用資料における扱いが本文ではなく欄外のコラムに過ぎない点、改正案への具体的批判などが展開される前に初期の国会で発言されたものに過ぎない点を考慮すると、立案担当者らの本来の意図はむしろ政府説 2 にあるといえそうである。この説に依拠していると思われる他の実務家の資料等においても、引用資料の内容以上に本説を補強する意見等は確認できていない[6]。

3.4 旧経済産業省説（アクセス制御説）

(1) 経緯

経済産業省による「『個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン』等に関する Q&A」の Q14 には容易照合性に関する記述が示されていたところ、後述する批判などを踏まえて、下記のような修正が行われた。修正前及び修正後を記載する。

(2) 修正前[7]

- Q14 「事業者の取扱部門ごとにデータベースがあり、他の取扱部門のデータベースへのアクセスが、規程上・運用上厳格に禁止されている場合、「容易に照合することができ」（法第 2 条第 1 項）るといえまですか」
- A14 「他の取扱部門のデータベースへのアクセスが規程上・運用上厳格に禁止されている場合であっても、双方の取扱部門を統括すべき立場の者等が双方のデータベースにアクセス可能な場合は、当該事業者にとって「容易に照合することができ」る状態にあると考えられます。ただし、経営者、データベースのシステム担当者などを含め社内の誰もが規程上・運用上、双方のデータベースへのアクセスを厳

格に禁止されている状態であれば、「容易に照合することができ」とはいえないものと考えられます。（2007.3.30）」

(3) 修正後[8]

- Q14 「事業者の各取扱部門が独自に取得した個人情報を取扱部門ごとに設置されているデータベースにそれぞれ別々に保管している場合において、ある取扱部門のデータベースと他の取扱部門のデータベースへのアクセスが、規程上・運用上厳格に禁止されているときには、「容易に照合することができ」（法第 2 条第 1 項）ないといえますか。（2014.12.12）」
- A14 「他の取扱部門のデータベースへのアクセスが規程上・運用上厳格に禁止されている場合であっても、双方の取扱部門を統括すべき立場の者等が双方のデータベースにアクセス可能なときには、当該事業者にとって「容易に照合することができ」る状態にあると考えられます。ただし、経営者、データベースのシステム担当者などを含め社内の誰もが規程上・運用上、双方のデータベースへのアクセスを厳格に禁止されている状態であれば、「容易に照合することができ」とはいえないものと考えられます。（2014.12.12）」

(4) 分析

修正前の Q14 は、データベースへのアクセス制御さえ行われていれば容易照合性が生じないという観点から記述されており、公開された当初から批判的な見解が多かった。

「経済産業省の『『個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン』等に関する Q&A』 No.14 は、「社内の誰もが規程上・運用上、双方のデータベースへのアクセスを厳格に禁止されている状態であれば、『容易に照合することができ』るとはいえないものと考えられます」とする。この回答に対しては、その前提となる状況が現実でありうるのかという疑問、すなわち、データベースへのアクセスを厳格に禁止した場合であっても、当該禁止を決定した機関がその禁止を解除できないということは考えられないのではないかと疑問がある。」[9]

「両社とも手元に実名を持っていて、仮の別番号でお互いに紐付けていて、それで「照合による識別ができません」なんてそんなの、みなさん許せますか？（中略）社内的に分離して、データベースを分けているのでできません、というようなことを言っているんだと思います。これは有名な「Q14 問題」ってやつでして…（中略）Q14 の回答に、アクセスができないようにサーバを分離しておけば、それは容易照合性がないんだよ～っていうのがあるんですが、あの論理は破綻してまして、Q14 は改正しなきゃならない

ということが議論されておりました。本体のガイドライン自体からは同趣旨に読める記述を第2版のときに削除しているんですけどもね。で、Q&Aだけが、不幸なことに残っていて、事業者を惑わせてしまったっていうのはある」[10]

このように、アクセス制御がなされていれば容易照合性を排除できるという回答を経済産業省が示していることについて、実務上大きな不備があるという有識者らの指摘を受けて、同省は2014年12月にはQ14の該当部分の修正・変更を行った。

しかし、修正後の例示についても「双方の取扱部門を統括すべき立場の者等が双方のデータベースにアクセス可能な者」が、たとえば経営者であった場合にはどうなるのかという観点からは容易照合性の判断基準として不適切な例示とも考えられ、未だ十分な回答とは言いがたい状況にある。

3.5 政府説2（立案担当者説）

(1) 説の紹介

「容易照合性」の要件は、今回の改正前後で異なるところはあります。したがって、その解釈は改正前の本法と同様です。（中略）「容易照合性」の判断要素としては、保有する各情報にアクセスできる者の存否、社内規定の整備等の組織的な体制、情報システムのアクセス制御等の技術的な体制等が挙げられ、これらを総合的に勘案して「特定の個人を識別することができる」か否かが判断されるものであり、取り扱う個人情報の内容や利活用方法等、事業者の実態に即して個々の事例ごとに判断されることとなります。（中略）例えば、事業者内部で技術的な照合が相当困難であるとか、独立したデータベースをそれぞれ別の担当者が管理し、社内規程等により容易にアクセスできないようになっている等、事業者が行っている業務における一般的な方法で照合が不可能となっているものであれば、それを『容易照合性がない』と解釈されることは考えられます。」[11]

「容易照合性がある」とは、それ自体は特定の個人を識別できない情報であっても、実際に、ある事業者が通常の形で業務を行うに当たっての一般的な方法によって、個人を識別する他の情報との照合が可能にあることをいうとされている。「容易照合性」とは、ある事業者において、保有する各情報にアクセスできる者の存否、社内規約の整備、情報システムのアクセス制御等の技術的な体制等を基礎として総合的に判断されるものであり、取り扱う個人情報内容及び利活用方法等を含め事業者の実態に即したケース・バイ・ケースの判断がなされる（「特定の個人を識別することができるもの」が一般人を基準として、相対性を認めない概念であるのに対して、「容易照合性」は事業者ごとに判断される相対的な概念であるといえる）。（中略）単に社内規約によってアクセス制限が課されているという

場合については、具体的な業務において相当数が分離されたデータベースにアクセスできるなどの事情があれば、容易照合性は否定されない。他方、例えば、事業者内部での照合が技術的に相当困難であるとか、独立したデータベースをそれぞれ別の担当者が管理し、双方のデータベースにアクセスできる者が、当該データベースの業務に関係ない者であって、システムの不具合に対応するためメンテナンスを行うなど、限定的な場面におけるシステム管理部門に限られているような場合等、事業者内部において通常の業務における一般的な方法で照合が不可能となっているものであれば、それを事業者として「容易に照合できる状態にない」と解釈されることはあり得る。（中略）このように「容易照合性」の判断は事業者ごとの事情を基礎に総合的に行われ、事例に即したケース・バイ・ケースのものであることから、個々の事業者による判断が難しいという指摘がなされている。規範的要件であること、そして必ずしも十分に政府から具体的な事案に則した説明がなされてこなかったことから、事業者にとっては判断が困難であることは否定できず、勢い、安全側に倒した運用をせざるを得ないため、過度の規制のように受け止められていることがあろう。」[12]

(2) 分析

いずれの見解も、ある事業者において、

- 保有する各情報にアクセスできる者の存否
- 社内規約の整備
- 情報システムのアクセス制御等の技術的な体制等の三点を基礎として総合的に判断し、
- 取り扱う個人情報内容及び利活用方法等を含め事業者の実態に即したケース・バイ・ケースの判断をするという立場をとっている。

アクセス制御の導入を基礎事情のなかに勘案している点に関しては3.4の旧経済産業省説で述べた批判と重なるが、本説ではアクセス制御を総合的判断のなかの1つの例示的要素とするにとどまっており、アクセス制御の有無のみでの判断はなされない。

このような社内的人员や規約や技術的体制等を基礎として事業者が行っている業務における一般的な方法から判断する立場は、園部[13] 宇賀[14]らが現行法の立法時に論じた容易照合性の解釈を踏まえたものといえそうであり、そこからさらに踏み込んで基準の具体化を試みたものと考えられる。

一方で、上記の三点を基礎とした「事業者が行っている業務における一般的な方法」を容易照合性の主たる基準とすることは、客観的、外形的に確認が困難であるという問題がある。

例えば、匿名加工情報を流通させるビジネスでトラブルが生じ、とある情報の容易照合性の有無が争点になった場

合、事業者が自ら容易照合性の有無を対外的に示すには、社内の人員や規約や技術的体制等についてすべて証拠を元に明らかにせねばならない。加えてそうした社内状況の十分性についても示さなければならぬが、そもそも十分性の基準がない状況で容易照合性を「事業者ごとに判断される相対的な概念」とすることは困難で多大な負担を要する。

このように事業者にとって非常に大きな負担が生じることが予想される。さらに事業者にとって容易照合性の有無はビジネス上、とある情報が個人情報か匿名加工情報かを分ける重大なものであるから、その基準を満たすことを説明するために、自社の内部の状況をさらけだした上で客観的、外形的に示せないと説明の責任が果たせないとすれば、そのようなリスクを取ってまで匿名加工情報をビジネスに利用することは実務上困難となってしまう。

そこで四点目の「取り扱う個人情報の内容及び利活用方法等を含め事業者の実態に即したケース・パイ・ケースの判断」の要素にて、個々のケースのデータの構造及び性質からそれらの突合が可能かという観点[15]を取り入れて判断要素として考慮するならば、データの状態については客観的に理解可能な形で、外形的に確認可能な形で示すことができる。

このことから、政府説2が示す三点、すなわち、保有する各情報にアクセスできる者の存否、社内規約の整備、情報システムのアクセス制御等の技術的な体制等だけに留まることなく、データの状態の検討とあわせて総合的に容易照合性の有無の判断を行うことが実務的に適切だと考えられる。

個々のケースのデータの構造及び性質からそれらの突合が可能かという問題が容易照合性の考慮要素となるかについて政府説2の資料では陽に示されていない。しかし、改正法が立案される途中経過の資料によれば、社会的背景を踏まえた考慮要素として検討されていた様子が伺える。

(3) 行政文書からの補足

第二東京弁護士会等が内閣官房に対し、個人情報保護法等を改正する立案作業等に関する内閣法制局への説明資料の開示請求を行い、2015年4月7日に行政文書の開示を受けた[16]。

これらの資料に以下のような記述が見られることから、匿名加工情報の容易照合性を検討するにあたり、鉄道会社事案を元にしたデータの突合によって生じる問題を当然の前提として考慮に入れていることは明らかである。

「匿名加工情報は、(中略)、その取扱いによって個人情報に該当し、又は変化し得るものである。個人情報に加工を施した事業者内部では、加工措置を施す前のデータセットや加工方法(削除のアルゴリズムや対応表)を保持していることがあり、匿名加工情報を元の状態に戻すことができる。これは、依然として「容易照合性」がある状態であり、

現行法に照らせば個人情報に該当する。また、受領した事業者においても、加工方法を入手する等によって個人情報を復元することが可能である。」[17]

「具体例の場合、同社は削除・置換のアルゴリズムを廃棄しているが、氏名等を含むデータセットと新たに作成されたデータセットを比較すると、詳細な内容を有する複数項目が合致する。このような場合、項目を突合せせるのみで事業者は特定の個人を識別することが可能である。システム上両データセットは連結していないものの、両データセットは一対一対応が可能な状態で照合によって特定の個人を識別し得る場合については全く知見を有しない者であっても照合によって特定の個人を識別することができ、かつ、両データに対してアクセスし得る人間が複数名存在していることから、「容易照合性」があるとと言える。」[18]

「現行法下において、JR東日本が乗客の乗降履歴から氏名等特定の個人を識別する情報を削除したデータを個人情報に該当しないものとして本人同意を得ることなく第三者に提供したところ、世論が激しく反応し、同種の提供に関する事業は中止せざるを得なくなる事案が生じた。(中略)個人情報に加工を施し、データから特定の個人が識別できないようにしても、元のデータを保有している、加工方法を知っている、又は情報を照合することで、共通する内容から個人を割り出すことができ、再び特定の個人を識別するに至ることがある。そこで、本人の同意を得ずに情報を提供する制度とするためには、特定に至ることの無い様な仕組みを作ることが求められる。しかしながら、上述の通り、技術的には汎用的で完全な匿名化措置というものはおよそ無いこと及び技術の発展に伴い多種多様多量な情報が集積されうる現代において情報が流通する先における特定に至るリスクを予測することは不可能に等しい。」[19]

4. 容易照合性非勸案説

4.1 容易照合性非勸案説の紹介

容易照合性非勸案説とは、改正法2条9項柱書の文言中に改正法2条1項1号の括弧書きに相当する記述がないことに着眼して、改正法2条9項1号の匿名加工情報が「特定の個人を識別することができない」かどうかを判断する場合に容易照合性を考慮に入れることは相当ではないとする見解である。

この説と類似の立場を取っている他の資料等はないことから、容易照合性非勸案説が匿名加工情報と容易照合性の関係においてどのように成り立ちうるかについて以下で示す。

(1) 概要

容易照合性非勸案説は、条文のなかに相当する文言がないことを理由として考慮にいれないとする見解であること

から、明文に非常に忠実であるといえる。

個人情報から匿名加工情報を作成するにあたって個人情報の容易照合性の有無を勘案しなくてよいことから、単体で個人情報となる情報に対して削除や置き換えといった措置さえ行えば匿名加工情報が作成できることになる。この点において容易照合性包含説の場合に比べて高度な匿名化技法を用いることが不要となる。また、容易照合性包含説で匿名加工情報と認めるには理論上の困難が伴う仮名化データも匿名加工情報として認め得る可能性がある。

(2) 分析

一方で、容易照合性非勘案説には批判的な見解も成立し得る。

匿名加工情報が個人情報から作成されるものであることから考えれば、改正法2条1項1号の個人情報の定義の一部として含まれている容易照合性は当然に改正法2条9項1号の要件を充足する場面においても考慮されるべきであって、括弧書きに相当する部分は単に文言上省略されているに過ぎないとする批判が可能である。

また、匿名加工情報を流通させる際にその情報に容易照合性によるプライバシー上のリスクが発生するおそれがある。

このように、本説は、匿名加工情報の加工方法を単純化し、仮名化データに広がりを持たせることができるという点で匿名加工情報の市場拡大に資するものといえそうであるが、政府系の各説から解釈がかけ離れている点、他の有識者らによって検討されている様子が未だ見られない点において、同説が今後実務上の通説となり得るかには疑問がある。

5. おわりに

改正法の匿名加工情報及び個人情報の容易照合性の概念について整理することを狙いとして、容易照合性包含説を政府説1、旧経産省説、政府説2にそれぞれ分類し、各説の主張を整理した上で分析を加えた。また、容易照合性非勘案説という見解が成り立ち得ることも示した。

参考文献

- [1] 個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成27年9月3日成立・同月9日公布), 2015.9
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/pd/info_h270909.html
- [2] 日置巴美, 板倉陽一郎: 平成27年改正個人情報保護法のしくみ, p114 コラム14, 商事法務, 2015.10
- [3] 衆議院: 会議録情報 第189回国会 予算委員会第一分科会第1号, 2015.3.10
http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigir

oku/003118920150310001.htm

- [4] 高木浩光: 改正個人情報保護法に残された課題と今後の展望, ”情報法制研究会第2回シンポジウム, 2015.6.28
http://www.dekkyo.or.jp/kenkyukai/data/2nd/20150628_doc2.pdf
- [5] 藤村明子, 間形文彦: 『匿名加工情報における『特定の個人を識別することができない』容易照合性について』, 情報ネットワーク法学会第15回研究大会予稿集, 情報ネットワーク法学会, 2015.
- [6] 関 啓一郎: ポイント解説 平成27年改正個人情報保護法, p.49, ぎょうせい, 2015.12
- [7] 経済産業省: 「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」等に関する Q&A (2010年4月1日更新), 経済産業省
- [8] 経済産業省: 「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」等に関する Q&A (2014年12月12日更新), 経済産業省
- [9] 森 亮二: パーソナルデータの匿名化をめぐる議論 (技術検討ワーキンググループ報告書), ジュリスト, 1464号, p.26 脚注2, 有斐閣, Mar. 2014.
- [10] 鈴木正朝, 高木浩光, 山本一郎: ニッポンの個人情報, p.173, 翔泳社, 2015.2
- [11] 瓜生和久: 一問一答 平成27年改正個人情報保護法, p.13, 商事法務, 2015.12
- [12] 前出 日置, p.42
- [13] 園部逸夫: 個人情報保護法の解説 改定版, ぎょうせい, 2005
- [14] 宇賀克也: 個人情報保護法の逐条解説 第4版, 有斐閣, 2013
- [15] 藤村明子, 間形文彦, 鈴木正朝: ビッグデータビジネスにおける個人情報の容易照合性の課題, 情報ネットワーク・ローレジャー13巻2号, 情報ネットワーク法学会, 商事法務, 2014.10
- [16] 第二東京弁護士会編: Q&A 改正個人情報保護法, p.3, 新日本法規, 2015.10
- [17] 第二東京弁護士会編: Q&A 改正個人情報保護法 p.9 記載の開示対象資料 84
- [18] 同, p.10, 記載の開示対象資料 92
- [19] 同, p.10, 記載の開示対象資料 95